

第1章 みえ生物多様性推進プランの基本的事項

1 みえ生物多様性推進プランの位置づけ

みえ生物多様性推進プランは、生物多様性基本法に基づき、生物多様性保全の取組を推進するため、地域性をふまえ、県民、事業者、NPO、行政等の各主体が役割分担のもとに協働して自発的に取り組むための総合的な指針となる地域戦略。

2 第4期みえ生物多様性推進プランの計画期間 令和6年度～令和14年度(9年間)

3 第3期みえ生物多様性推進プランの取組の成果と課題 (1)成果

- ・自然環境保全の活動団体数の増加
- ・野生鳥獣による農林水産業被害額の減少 など

(2)課題

生態系への影響が懸念されることとして、
 ①大規模な開発は減少傾向だが、小規模な開発計画
 ②農地や里山林等で構成される里地里山の利用縮小
 ③外来種の侵入・拡大や環境汚染、気候変動
 は、現在も進行しており、野生生物は依然として厳しい状況に置かれている。

第2章 生物多様性の重要性

- 1 生物多様性とは
- 2 生物多様性保全の必要性
- 3 三重県の生物多様性の現状と課題

- (1)開発などの人間活動による影響
- (2)自然に対する働きかけの縮小による影響
- (3)人間が持ち込んだものによる影響
- (4)地球環境の変化による影響

第4章 みえ生物多様性推進プランの推進

1 推進体制

NPO等民間活動団体、事業者や行政等のさまざまな主体が連携・協働し、生物多様性保全と持続可能な利用に取り組む。

2 進行管理

取組方針ごとに、県の戦略計画である「みえ元気プラン」等から生物多様性に関する指標を抽出し、進捗状況を把握することとし、生物多様性を取り巻く社会情勢の変化に的確に対応し、効果的な施策展開が図れるよう、必要に応じて計画の見直しを行う。

第3章 生物多様性保全の推進

基本理念

【三重の風土によって私たちは生かされています】

～ 豊かな生物多様性が受け継がれ、自然と共生する社会の実現 ～

めざすべき姿

【みんなが自然資本を守り、持続可能に活用する地域社会】

県民・NPO等民間活動団体・事業者・研究者・行政が協働して、生物多様性の保全と持続可能な利用が進められる地域社会をめざす。

取組方針1：生物多様性の保全

「ポイント！ OECMによる保全の取組を推進」

- ・重要な自然環境や野生生物への法的規制による、生息地及び種の保全を進める。
- ・OECMの考え方に基づいた保護地域以外の保全を進める。
- ・気候変動や外来種の侵入等による生物多様性に対する負の影響の最小化を進める。

- ①希少野生生物の保全・・・希少生物の指定と保全活動、県天然記念物の指定と保全活動 など
- ②自然環境保全地域等の重要地域の保全・・・ゾーニングによる地域保全、自然公園区域の保全 など
- ③普通種を含む身近な自然環境の保全・・・保護地域以外の保全・管理の推進(OECMによる保全) など
- ④外来種による被害防止・・・外来種の駆除活動、外来種対策の普及啓発 など
- ⑤環境汚染による自然環境への影響の削減・・・生活排水処理施設の整備促進、きれいで豊かな海の再生 など
- ⑥気候変動の緩和・適応・・・地球温暖化対策の推進、普及啓発 など

〔国家戦略における「生息生育地の保全・再生(OECMによる保全等)」を反映〕

取組方針2：適正な自然の活用

「ポイント！ 開発における生物多様性への配慮の推進」

- ・担い手を確保することによる農林水産業の持続的な発展や農山漁村の持つ多面的機能の維持・再生を進める。
- ・野生鳥獣との共生を目指すとともに、自然の恵みを活かした地域づくりを推進する。
- ・開発行為に関し、生息生育地への影響の回避や低減等の配慮を促進する。
- ・公共事業を実施する際は、防災機能との調和を図りながら自然環境に配慮するよう努める。

- ①農山漁村の活性化・・・農林水産業の担い手の確保・育成、人や産業が元氣な農山漁村づくり など
- ②農山漁村の持つ多面的機能の維持・再生・・・森林整備の推進による公益的機能の確保、環境保全型農業の推進 など
- ③野生鳥獣害に強い農山村づくりの推進・・・野生鳥獣の被害対策と生息数管理の推進、野生獣の利活用の推進 など
- ④自然地での開発行為による影響の低減・・・環境影響評価の実施、自然地の開発を対象とした指導 など
- ⑤生態系に配慮した公共事業・・・生物に配慮した河川の整備・維持管理、海岸における生物多様性の保全 など

〔国家戦略における「生物多様性・自然資本に配慮した事業活動の促進」を反映〕

取組方針3：保全と活用のための環境づくり

「ポイント！ 多様な主体によるパートナーシップの促進」

- ・社会全体で生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていくための普及啓発や基盤整備、支援を行う。
- ・専門家や事業者、行政等さまざまな主体の連携・協働による自然環境保全活動を促進する。

- ①自然環境保全活動の連携促進・・・みえ生物多様性パートナーシップ協定による保全活動支援 など
- ②生物多様性の理解促進・・・生物多様性の重要性の普及啓発、学校における環境保全活動・環境教育の取組 など
- ③生物多様性に関する人材育成と基盤整備・・・森林教育の効果的な推進、レッドデータブックの整備と活用 など
- ④人と自然とのふれあいの場の確保・・・都市公園の活用、川とふれあえる場の維持・形成 など

〔国家戦略における「地域における多様な主体の連携を促す取組等を通じた自然環境の保全活動」を反映〕